

行政不服審査法の改正に伴う阿蘇市行政不服審査手続等を定める条例及び阿蘇市行政不服審査手続等を定める規則（素案）の概要

●制定の趣旨

○行政不服審査法の改正

平成 26 年に「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」が公布され、平成 28 年 4 月から施行されます。

改正要点は次のとおりです。

- ・ 異議申立てと審査請求の 2 通りの不服申立ての手続きが、審査請求に一本化される。
- ・ 裁決の前段階となる、審理員による審理手続きが導入される。
- ・ 審査庁の裁決の妥当性をチェックするための第三者機関（行政不服審査会）が新設される。

本市においては、上記改正に合わせて、下記のとおり行政不服審査の事務手続きに関する関係例規の整備を進めています。

- ・ 様式中の教示文の改正が必要なものの洗い出し
- ・ 不服申立前置主義の見直しに伴う改正の洗い出し
- ・ その他、所要の改正

## ○条例制定の必要性

公権力の行使により権利利益が侵害された場合に、公平な手続きの下で、簡易迅速な救済を図るという同法の趣旨と、今回の法改正に基づき、行政不服審査手続きに係る事務処理の進め方と事務処理の方針を明らかにすることを目的として、「行政不服審査法の改正に伴う阿蘇市行政不服審査手続等を定める条例及び阿蘇市行政不服審査手続等を定める規則」を制定するものです。

法に規定される様々な手続きについて、本市の実情に応じた事務処理の進め方と、本市で使用する各種様式を定めるとともに、法で条例に委任されているものを定めることを目的としています。